

フォークリフトの安全な作業のために Ver.2.0

名古屋北労働基準監督署

フォークリフトの使用時における接触事故などの労働災害が発生しています。このリーフレットを活用し、労働災害防止対策を進めましょう。

フォークリフトを使用するにあたっては、以下のような一定のルールがあります。

1. フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務は、フォークリフト運転技能講習を修了した者（労働安全衛生法施行令第20条第11号）などの有資格者である必要があります。また、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務は、フォークリフト運転特別教育を修了した者（労働安全衛生規則（以下、安衛則という）第36条第5号）である必要があります。

なお、上記の資格等だけでは公道上での走行はできませんのでご注意ください。

2. 定期自主検査等の実施

フォークリフトについては、損傷や故障などから生ずる災害を防止するため、作業開始前点検（安衛則第151条の25）、定期自主検査を実施する必要があります。

定期自主検査は、1月以内ごとに行う月次検査（安衛則第151条の22）と1年以内ごとに行う年次検査（安衛則第151条の21）があり、年次検査については、「特定自主検査」（安衛則第151条の24）として、登録検査業者、または、一定の資格を有する自社の労働者が行うこととなっています。

特定自主検査を行ったときは、フォークリフトの見やすい箇所に、検査標章をはり付けなければなりません（安衛則第151条の24第5項）。

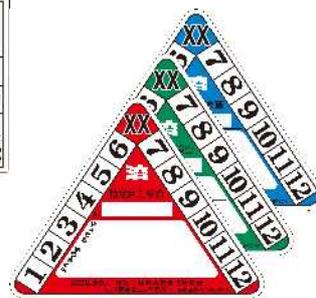
点検や検査の結果、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければなりません（安衛則第151条の26）。

また、定期自主検査、特定自主検査の記録は3年間保存する必要があります（安衛則第151条の23）。



事業内用検査標章

検査業者用検査標章



出典：公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

3. 作業計画の作成（安衛則第151条の3）

フォークリフトを用いた作業では次のことが必要です。

- (1) 作業に係る場所の広さ及び地形、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状に適合する作業計画を定めること。
- (2) 作業計画は、フォークリフトの運行経路及びフォークリフトの作業の方法が示されたものであること。
- (3) 定めた作業計画に従い作業を行うこと。
- (4) 定めた作業計画の内容を関係労働者に周知すること。

なお、作業計画には、(1)、(2)の項目のすべてについての定めをしていなければなりません。

4. 作業指揮者の配置（安衛則第151条の4）

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

作業指揮者には、作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければなりません。

なお、作業指揮者に特に資格は必要ありませんが、フォークリフトに関する知識、作業についての知識、経験、職制上の地位等を検討し、適切に作業指揮を行える者を選任してください。

5. フォークリフトを用いて荷役作業を行わせるときの注意事項

- 荷役作業場の制限速度を定めること（安衛則第151条の5）。
- 荷と接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に、原則、労働者を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要がある場合には、誘導者を配置すること（安衛則第151条の7）。誘導者を置くときには、一定の合図を定めること（安衛則第151条の8）。
- フォークリフトのフォークの荷の下に、原則、労働者を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要があるときには、安全支柱、安全ブロック等を使用させること（安衛則第151条の9）。
- フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をさせないこと（安衛則第151条の14）。

6. フォークリフトを用いて荷役作業を行うときの作業者の遵守事項

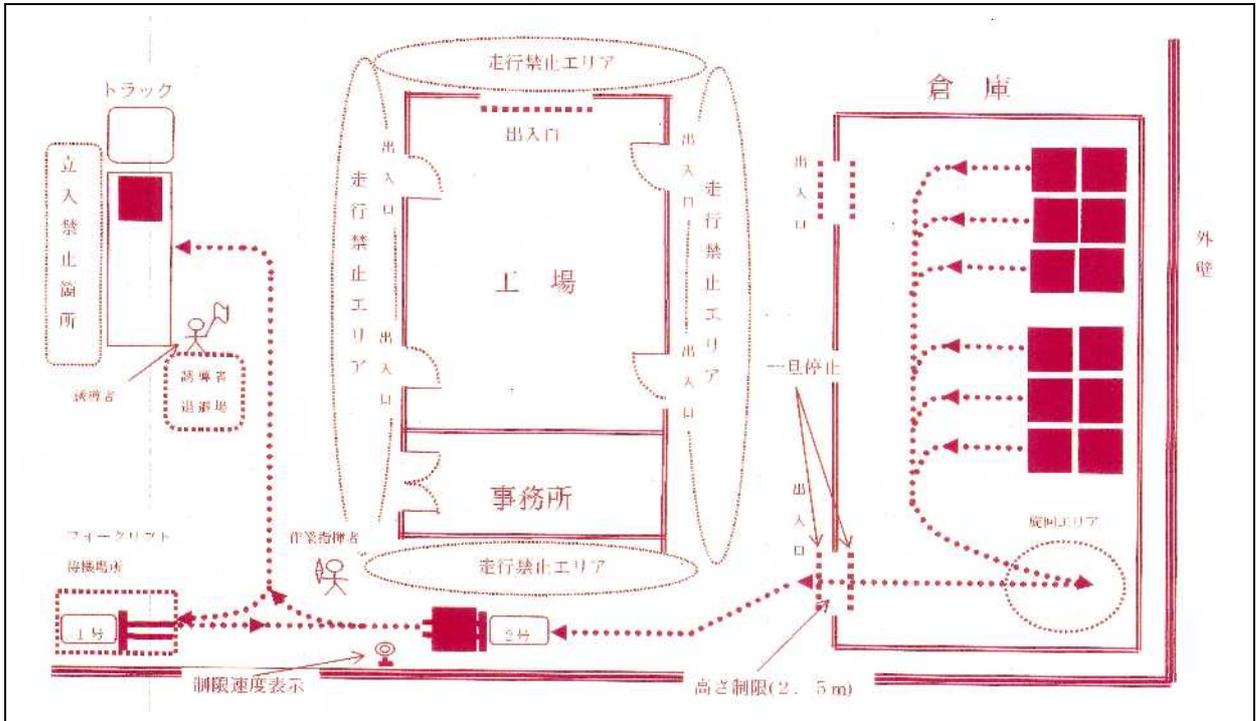
- 荷役作業場の制限速度を守ること（安衛則第151条の5）。
- 誘導者が配置されたときは、誘導者の誘導に従うこと（安衛則第151条の7、安衛則第151条の8）。
- フォークリフトのフォークの荷の下に、原則、立ち入らないこと。立ち入るよう指示されたときは、必ず安全支柱、安全ブロック等を使用すること（安衛則第151条の9）。
- フォークリフトの運転者が運転位置から離れるときは、フォークを最低降下位置に置くこと、また、停車したときは、逸走防止措置を確実にすること（安衛則第151条の11）。
- フォークリフトの乗車席以外の箇所に労働者を乗せないこと（安衛則第151条の13）。
- フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと（安衛則第151条の14）。
- フォークリフトの許容荷重、その他能力を超えた使用をしないこと（安衛則第151条の20）。
- 運転時にはシートベルトを着用すること（シートベルトがある場合）。
- マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
- 急停止、急旋回を行わないこと。
- バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
- 歩行者が構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さないこと。

7. その他

- 自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示しましょう。
- 通路の死角部分にはミラー等を設置し、フォークリフト運転者及び歩行者が容易に確認できるようにしましょう。
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分し、フォークリフトと歩行者が接触しないようにしましょう。

17.フォークリフト作業図

- ① フォークリフトの運行経路を図示すること
- ② 周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
- ③ 各種標識・一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること



18.作業開始前・作業中の留意事項と確認(この欄はフォークリフト運転者が記入)

留 意 事 項	確 認 欄		
① 保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する	✓	✓	
② シートベルトを着用する	✓	✓	
③ フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する	✓	✓	
④ 作業開始前点検を確実にを行う	✓	✓	
⑤ 作業場で定められた制限速度以内で走行する	✓	✓	
⑥ 他の作業者に接触するおそれのあるときは、立入禁止にするか、誘導者を配置する	✓	✓	
⑦ 走行時は、進行方向及び側方の安全を常に確認する	✓	✓	
⑧ フォークまたは荷の下に作業者を立ち入らせない	✓	✓	
⑨ 許容荷重を超えた荷を積載しない	✓	✓	
⑩ 急発進・急停車・急旋回をしない	✓	✓	
⑪ 運転席を離れるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車する、また、フォークを最低降下位置に置くこと。そして、鍵を必ず抜くこと。	✓	✓	
⑫ 駐車ブレーキを確実にかけ、輪止めをする	✓	✓	
⑬ 運転中は乗車席以外に人を乗せてはならない	✓	✓	
⑭ フォークの上に人を載せて昇降機として使用してはならない	✓	✓	
⑮ フォークの先端をてこ代わりに使用したり、他の車両を押ししたりしてはならない	✓	✓	

19.関係労働者への周知 誘導者 倉庫作業 トラック運転手 工場作業 事務員

